

令和7年度小金井市安全・安心まちづくり協議会委員公募選考基準

小金井市では、生活の安全に関する市民の意識の高揚を図るとともに、犯罪を防止し、もって安全で安心して暮らすことのできる小金井市を実現することを目的として、小金井市安全・安心まちづくり条例を制定しました。同条例に基づき必要な事項を協議するため、小金井市安全・安心まちづくり協議会の公募委員を募集します。

1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井市安全・安心まちづくり条例（平成19年条例第26号）第6条及び小金井市安全・安心まちづくり協議会規則（平成19年規則第54号）第3条第1項による公募の委員です。
- (2) 役割 以下に掲げる事項について協議等を行います。
 - ア 安全・安心なまちづくりの推進に必要な施策に関すること。
 - イ 安全・安心なまちづくりの推進のための関係行政機関、関係団体等との連携に関すること。
 - ウ その他市長が必要と認めること。
- (3) 任期 委嘱の日から令和10年1月20日まで
- (4) 会議 1年に2回程度、小金井市安全・安心まちづくり協議会に出席し、協議等に参加します。なお、会議に出席した委員に対しては、報酬を支給します。（会長：11,000円、委員10,000円）

2 募集と応募

- (1) 募集人員 7人
- (2) 募集対象 市内在住で、18歳以上（令和8年1月21日現在）の犯罪防止、安全・安心まちづくり等に関心のある方。ただし、既に市が設置している各種審議会・委員会等の委員を2つ以上兼務している方及び市の関係者は除きます。
- (3) 募集期間 令和7年10月29日から令和7年12月1日まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報（令和7年11月1日号）及び市のホームページで行います。

3 選考方法

指定テーマ「増え続ける特殊詐欺事案に対して、協議会委員として考える現状分析、課題提起及びその具体的な解決策」に対する提出論文について審査し、選考し

ます。

4 応募方法

指定テーマの論文（８００字以内）に住所・氏名・年齢・性別・電話番号（連絡先）を明記し、令和７年１２月１日（月）午後５時までに、直接、郵送（封書は当日消印有効）、ファクシミリ又は応募フォーム（Logoフォーム）で地域安全課へ提出又は郵送してください。

なお、ファクシミリで送信した場合は、お手数ですが、電話で送信確認をお願いいたします。

提出先	小金井市総務部地域安全課
住所	〒１８４－８５０４ 小金井市本町六丁目６番３号
電話番号	０４２－３８７－９８０７（直通）
ファクシミリ	０４２－３８４－６４２６

5 選考基準

提出された論文の内容を審査のうえ決定します。ただし、次の事項についても考慮するものとします。

- (1) 選考に当たっては、男女に偏りがないよう配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力避けるようにします。

6 論文審査

提出された論文は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 協議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で協議できるか。
- (5) 協議をまとめる協調性があるか。
- (6) 整然とした論理展開がなされているか。

※ 各項目につき各１０点満点とします。（各選考委員６０点満点・合計１８０点満点）

7 選考委員会

公募委員の選考に当たっては、「小金井市安全・安心まちづくり協議会委員選考委員会」を設置し、市長、副市長及び総務部長が選考委員になります。

8 選考結果

選考結果については、応募者全員に通知するとともに、市報（令和８年２月を予定）及び市のホームページに掲載します。

なお、応募論文は選考後、直ちに応募者に返却し、市で保有したデータは廃棄します。

9 その他

- (1) 安全・安心まちづくり協議会委員の公募・選考に関する庶務は、総務部地域安全課消防防犯係において処理します。
- (2) 応募された方の住所・氏名等の個人情報は、本協議会委員選考関連事務以外には使用しません。なお、小金井市個人情報保護条例に基づき適正に処理します。
- (3) 委員に選考されました方の氏名については、市報及び市ホームページ上の審議会委員名簿に掲載します。